

地域を支える 御社の寄附が力になります

宮城県

大和町企業版ふるさと納税

【企業版ふるさと納税とは】

本社が町外にある企業のみなさまから、寄附を通じて大和町の地方創生の取組みを応援いただく制度です。寄附をいただいた場合、法人関係税の税額控除など**税制上の優遇措置**が受けられます。

【大和町の紹介】

大和町は、宮城県のほぼ中央に位置し、伝説の巨人「朝比奈三郎」が作ったとされる7つの山々「七ツ森」に代表される恵まれた自然と歴史、文化の豊かな町です。



東部には宮城米の田園風景が広がり、県内最大の工業団地である「仙台北部中核工業団地」には多くの企業が立地しています。

西部には観光スポットとしてにぎわう南川ダムをはじめ、宮床伊達家ゆかりの伝承品を展示した「宮床宝蔵」などがあります。

面 積	225.49平方メートル
人 口	27,908 人（令和6年3月末現在）
世帯数	12,481世帯（令和6年3月末現在）

【寄附を募集中の事業】

「七ツ森湖周辺再整備事業」

七ツ森湖周辺の四十八滝運動公園や蛇石せせらぎ公園の機能充実に活用させていただきます。



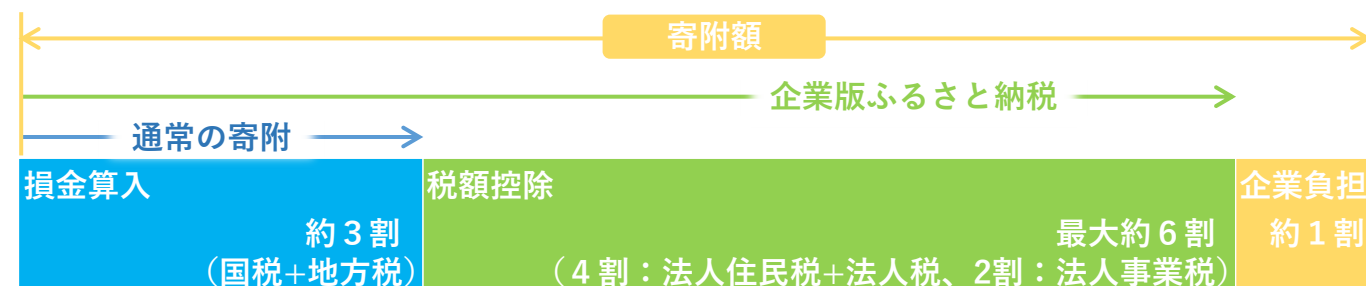
「各種検定料助成事業」

学ぶ意欲のある中学生の各種検定料（英検、数検、漢検）の助成に活用させていただきます。



税制上の優遇措置

通常の地方公共団体への寄附における損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）に加えて、寄附額の最大6割の税額控除により、最大で寄附額の約9割が軽減されます。



①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

例）1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

手続きの流れ

①ご相談・お申出

寄附金額や入金時期、決算期についてお話を伺います。まずは、下記の担当にご連絡ください。その後、寄附申出書に必要事項をご記入の上、提出いただきます。

②ご寄附

口座振込か納付書により払い込みいただきます。

③受領証お受取り

町から受領証を交付いたします。

④税申告のお手続き

受領証を添えて法人関係税の税申告のお手続きをしていただきます。

留意事項

- ・本社が大和町外に所在する企業様からの寄附が対象となります。
※「本社」とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」をいいます。
- ・青色申告書を提出している法人であることが必要です。
- ・1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・寄附の代償として町から経済的な利益を受けることは禁止されています。

【担当（お問い合わせ先）】

宮城県 大和町 まちづくり政策課

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

電話：022-345-1115 Eメール：seisaku@town.taiwa.miyagi.jp